

川崎市障がい者スポーツ指導者協議会会則 改正案新旧対比表（令和4年4月1日改正） R4.4.16 総会資料

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p style="text-align: center;">川崎市障がい者スポーツ指導者協議会会則 (イ)</p> <p>(名 称) 第1条 この会は川崎市障がい者スポーツ指導者協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。(イ)</p> <p>(事務局) 第2条 本協議会の事務局を川崎市川崎区大島1-8-6川崎市障害者社会参加推進センター内におく。</p> <p>(目 的) 第3条 本協議会は川崎市における障がい者スポーツ指導者（以下、「指導者」という。）の総括団体として、指導者の資質向上と指導者相互の連携を図り、もって障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 本協議会は3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。 (1) 指導者相互の情報交換に関すること。 (2) 川崎市内の障がい者スポーツ事業への協力に関すること。 (3) 指導者の資質の向上のための講習会・研修会の開催に関すること。 (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">川崎市障がい者スポーツ指導者協議会会則 (イ)</p> <p>(名 称) 第1条 この会は川崎市障がい者スポーツ指導者協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。(イ)</p> <p>(事務局) 第2条 本協議会の事務局を川崎市川崎区大島1-8-6川崎市障害者社会参加推進センター内におく。</p> <p>(目 的) 第3条 本協議会は川崎市における障がい者スポーツ指導者（以下、「指導者」という。）の総括団体として、指導者の資質向上と指導者相互の連携を図り、もって障がい者スポーツの発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事 業) 第4条 本協議会は3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。 (1) 指導者相互の情報交換に関すること。 (2) 川崎市内の障がい者スポーツ事業への協力に関すること。 (3) 指導者の資質の向上のための講習会・研修会の開催に関すること。 (4) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>	

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p>(会 員)</p> <p>第5条 本協議会の会員は次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (公財) <u>日本パラスポーツ協会</u> (以下「協会」という。) 制定の<u>公認障がい者スポーツ指導者要綱第3条</u>に定める資格を有し、<u>同5条</u>に基づく登録をされた者 (以下、「協会登録者」という。) で川崎市に登録する者。(イ) (ロ)</p> <p>(2) 協会登録者で川崎市に登録していないが本協議会の目的に賛同し、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(3) 協会登録者ではないが川崎市が実施する指導員養成講習会等を終了したもので、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(登 録)</p> <p>第6条 本協議会の登録は、<u>協会</u>公認障がい者スポーツ指導者要綱第5条登録・認定における登録指導者への登録を本協会の登録と看做す。(イ) (ロ)</p> <p>(会 費)</p> <p>第7条 本協議会の会費は、年額 <u>1,100 円</u>とする。ただし、第5条第1号に定める会員は協会への登録費に本協議会の会費が含まれるものとする。(ロ)</p> <p>2 納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。</p>	<p>(会 員)</p> <p>第5条 本協議会の会員は次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) (公財) <u>日本障がい者スポーツ協会</u> (以下「協会」という。) 制定の<u>公認障がい者スポーツ指導員資格(規定)第3条</u>に定める資格を有し、<u>同8条</u>に基づく登録をされた者 (以下、「協会登録者」という。) で川崎市に登録するもの。(イ)</p> <p>(2) 協会登録者で川崎市に登録していないが本協議会の目的に賛同し、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(3) 協会登録者ではないが川崎市が実施する指導員養成講習会等を終了したもので、本市において活動する意思のある者。</p> <p>(登 録)</p> <p>第6条 本協議会の登録は、<u>日本障がい者スポーツ協会</u>公認障がい者スポーツ指導者要綱第5条登録・認定における登録指導者への登録を本協会の登録と看做す。(イ)</p> <p>(会 費)</p> <p>第7条 本協議会の会費は、年額 <u>1,000 円</u>とする。ただし、第5条第1号に定める会員は協会への登録費に本協議会の会費が含まれるものとする。</p> <p>2 納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。</p>	<p>○名称変更に伴う</p> <p>○誤りの修正</p> <p>○誤りの修正</p> <p>○第1項2号及び3号と整合</p> <p>○第5条に整合</p> <p>○関東ブロック会費がなくなったから1,100円に変更</p>

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p>(役員)</p> <p>第8条 本協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名以内 (イ)</p> <p>(3) 事務局長 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 会計監事 2名以内 (イ)</p> <p>(6) 理事 若干名 (広報、研修担当)</p> <p><u>2 役員は総会において選任する。(ロ)</u></p> <p><u>3 会長、副会長、事務局長、会計、会計監事及びその他の理事は、役員相互により決定する。(ロ)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(役職)</p> <p>第9条 会長は本協議会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長は本協議会及び役員会の事務局を統括する。</p> <p>4 会計は本協議会の会計を掌握する。</p> <p>5 <u>会計監事</u>は本協議会の会計を監査する。(ロ)</p> <p>6 理事は担当業務を分掌する。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。<u>なお、次期役員が決定する日まで職務を継続する。(ロ)</u></p> <p>2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>(役員)</p> <p>第8条 本協議会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名以内 (イ)</p> <p>(3) 事務局長 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 会計監事 2名以内 (イ)</p> <p>(6) 理事 若干名 (広報、研修担当)</p> <p>2 <u>会長は総会において選任する。</u></p> <p>3 <u>副会長及び事務局長・会計その他の理事は会長が推薦し、総会で報告する。</u></p> <p>4 <u>会計監事は協議会の会員中から総会にて選任する。</u></p> <p>(役職)</p> <p>第9条 会長は本協議会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。</p> <p>3 事務局長は本協議会及び役員会の事務局を統括する。</p> <p>4 会計は本協議会の会計を掌握する。</p> <p>5 <u>会計監査</u>は本協議会の会計を監査する。</p> <p>6 理事は担当業務を分掌する。</p> <p>(任期)</p> <p>第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>○役員は総会にて決定し、各役職は、役員相互により決定する</p> <p>○第8条第1項と整合</p> <p>○4/1以降までに役員が決定しない場合を追加</p>

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p>(顧問)</p> <p>第11条 本協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は本協議会の会員でなくとも推挙する事ができる。</p> <p>3 顧問は役員会で推薦し、本人の了解を得たうえで、会長が委嘱する。</p> <p>4 顧問は会長の諮問に応じて役員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第12条 本協議会に総会、役員会を置く。</p> <p>(総会)</p> <p>第13条 総会は本協議会の次の事項について議決する。</p> <p>2 会則及び諸規定の制定改廃に関する事。</p> <p>3 役員決定に関する事。</p> <p>4 事業計画及び収支予算に関する事。</p> <p>5 事業報告及び収支決算に関する事。</p> <p>6 その他運営に関する重要事項</p> <p>(総会の開催及び招集) (口)</p> <p>第14条 総会は年1回開催する。</p> <p>2 総会は<u>会員</u>の3分の1以上の出席(<u>委任状を含む</u>)がなければ開催することができない。(口)</p> <p>3 会長が必要と認めた時、<u>会員</u>の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって請求があった時、会長はこれを招集する。(口)</p>	<p>(顧問)</p> <p>第11条 本協議会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は本協議会の会員でなくとも推挙する事ができる。</p> <p>3 顧問は役員会で推薦し、本人の了解を得たうえで、会長が委嘱する。</p> <p>4 顧問は会長の諮問に応じて役員会に出席し、意見を述べる事ができる。</p> <p>(会議)</p> <p>第12条 本協議会に総会、役員会を置く。</p> <p>(総会)</p> <p>第13条 総会は本協議会の次の事項について議決する。</p> <p>2 会則及び諸規定の制定改廃に関する事。</p> <p>3 役員決定に関する事。</p> <p>4 事業計画及び収支予算に関する事。</p> <p>5 事業報告及び収支決算に関する事。</p> <p>6 その他運営に関する重要事項</p> <p>(総会の開催及び召集)</p> <p>第14条 総会は年1回開催する。</p> <p>2 総会は<u>会員及び役員</u>の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。</p> <p>3 会長が必要と認めた時、<u>会員総数</u>の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって請求があった時、会長はこれを招集する。</p>	<p>○第3項と整合</p> <p>○役員も会員に含まれる</p> <p>○委任状を追加</p> <p>○第2号と整合</p>

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p>(役員会) 第15条 役員会は本協議会の役員をもって構成し、基本的重要事項について検討・協議を行なう。</p> <p>(議 決) 第16条 会議における議案の議決は、<u>出席会員(委任状を含む)の過半数</u>をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。(口)</p> <p>(経 理) 第17条 本協議会の経費は次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 会費 (2) 寄付金 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>(事業年度) 第18条 本協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事務局) 第19条 本協議会は会務執行のため事務局を設置し、会長監督のもとに運営する。 2 事務局の機構・内容については別に定める。</p> <p>(委 任) 第20条 この会則の施行について必要な事項は役員会の議決</p>	<p>(役員会) 第15条 役員会は本協議会の役員をもって構成し、基本的重要事項について検討・協議を行なう。</p> <p>(議 決) 第16条 会議における議案の議決は、<u>過半数</u>をもって議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。</p> <p>(経 理) 第17条 本協議会の経費は次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 会費 (2) 寄付金 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入</p> <p>(事業年度) 第18条 本協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(事務局) 第19条 本協議会は会務執行のため事務局を設置し、会長監督のもとに運営する。 2 事務局の機構・内容については別に定める。</p> <p>(委 任) 第20条 この会則の施行について必要な事項は役員会の議決</p>	<p>○過半数の定義を明確</p>

令和4年4月1日改正案	平成27年4月1日改正	変更理由等
<p>を経て、会長が定める。</p> <p><u>附則 (ロ)</u></p> <p>1 この会則は平成14年 7月20日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行当初の事務については設立準備会の幹事が行ない、総会開催後速やかに事務等を移行するものとする。</p> <p>3 この改正会則は平成27年4月1日から施行する。(イ)</p> <p><u>4 この改正会則は令和4年4月1日から施行する。(ロ)</u></p>	<p>を経て、会長が定める。</p> <p><u>付則</u></p> <p>1 この会則は平成14年 7月20日から施行する。</p> <p>2 この会則の施行当初の事務については設立準備会の幹事が行ない、総会開催後速やかに事務等を移行するものとする。</p> <p>3 この改正会則は平成27年4月1日から施行する。(イ)</p>	<p>○漢字の変更</p> <p>○本文にも記号をつけて改正したところのわかるようにする</p>